

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和2年12月15日（火）に、新型コロナウイルス感染症の患者が14例確認されました。
 新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内1799～1812例目であり、このうち、廿日市市内で新たにクラスター感染（集団感染）が1件発生しています。
 本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。

【患者概要】

県No.	年代	居住地	症状経過	結果判明	入院又は宿泊療養等	・他事例との関連 ・県外往来（※）
1799	60	廿日市市	12月12日（発症日） 発熱，咳，鼻汁 鼻閉，咽頭痛，倦怠感 関節筋肉痛	12/15	感染症指定医療機関に入院中	・他事例との関連は調査中 ・県外往来なし
1800	20	廿日市市	12月8日（発症日） 咳，発熱，頭痛， 倦怠感，関節筋肉痛 味覚・嗅覚異常	12/15	感染症指定医療機関に入院中	・他事例との関連は調査中 ・県外往来なし
1801	50	廿日市市	12月11日（発症日） 発熱，咳，痰，倦怠感 関節筋肉痛	12/15	感染症指定医療機関に入院中	・他事例との関連は調査中 ・県外往来なし
1802	70	廿日市市	12月15日（発症日） 咳	12/15	調整中	《廿日市市事業所内クラスター関連》 ・県外往来なし
1803	50	山口県	無症状	12/15	感染症指定医療機関等に入院中	《廿日市市事業所内クラスター関連》 ・県外往来あり（山口県）
1804	30	坂町	12月9日（発症日） 咳，肺炎像あり	12/15	調整中	・他事例との関連は調査中 ・県外往来なし
1805	20	府中町	12月14日（発症日） 倦怠感，発熱	12/15	調整中	・広島市891例目の濃厚接触者 ・県外往来なし
1806	60	府中町	12月13日（発症日） 倦怠感，発熱	12/15	調整中	・他事例との関連は調査中 ・県外往来なし
1807	60	東広島市	12月11日（発症日） 咳，鼻閉，咽頭痛 発熱，頭痛 味覚・嗅覚異常	12/15	調整中	・県内890例目の濃厚接触者 ・県外往来なし
1808	60	東広島市	12月9日（発症日） 微熱，鼻閉	12/15	調整中	・他事例との関連は調査中 ・県外往来なし
1809	10	東広島市	12月10日（発症日） 咳，鼻汁，発熱，頭痛 味覚異常	12/15	調整中	・広島市1007例目の濃厚接触者 ・県外往来なし

県No.	年代	居住地	症状経過	結果判明	入院又は宿泊療養等	・他事例との関連 ・県外往来（※）
1810	40	三原市	12月13日(発症日) 発熱, 関節筋肉痛, 咳	12/15	調整中	・他事例との関連は調査中 ・県外往来なし
1811	50	三原市	12月5日(発症日) 咳, 鼻汁, 鼻閉 味覚・嗅覚異常 咽頭痛, 発熱	12/15	調整中	・他事例との関連は調査中 ・県外往来あり(大阪市)
1812	70	府中市	12月11日(発症日) 発熱, 鼻汁	12/15	感染症指定医療機関等に入院中	・他事例との関連は調査中 ・県外往来なし

※ 発症（無症状は検体採取日）前 14 日以内の県外・海外との往来

《廿日市市事業所内クラスターについて》

廿日市市内の事業所において、6名の患者が発生。

当該事業所に勤務する職員115名全員の検査を実施済み。

- ・6名陽性（県内1416, 1555, 1557, 1802, 1803例目, 広島市1031例目）
- ・109名陰性

【広島市民の皆様へ】

- 11月下旬以降、広島市内を中心に新型コロナ感染者数は急増し、感染状況は県内全域にわたって拡大基調となっていることから、令和2年12月12日(土)から令和3年1月3日(日)まで、広島県及び広島市が連携して、集中対策を実施しています。
- 改めて、3密の回避や、マスク着用、手指の消毒などの基本的な対策を徹底してください。
- 人と人との接触機会を低減するために、出来る限り、外出機会を削減してください。
- 自宅以外で、会食等をする場合には、同居する家族の方以外との会食は控えてください。
- 飲食店を利用される場合には、パーティー等^等で仕切った飛沫感染予防対策を講じている飲食店や会食の場を利用してください。
- いわゆるマスク会食を行う際には、マスクを外した状態での会話は控えてください。

【県民の皆様へ】

- 都道府県が住民に対して不要不急の外出自粛を要請している地域や、直近7日間の10万人当たり新規陽性者数が15人以上となっている地域への往来は、時期の変更やオンラインでの代替を検討するなど、慎重に判断してください。
- 「広島県と感染拡大地域との間」や、「広島市と広島市外の地域との間」での年末年始の帰省は、時期の変更などを検討し、控えてください。

お 願 い

報道機関各位におかれましては、感染症法の精神に基づきプライバシー保護及び風評被害、患者・御遺族等の人権尊重・個人情報の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。